

# 那覇市こどもの権利条例(素案)に対する

## 市民意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

この度、那覇市こどもの権利条例(素案)について、市民の皆様からのご意見を広く募集した所、以下のご意見を頂きましたので、本市の考えとともに公表致します。

1. 募集期間：令和7年12月5日(金)～令和8年1月5日(月)
2. 意見提出件数：57件(提出者数11名)
3. 本市の考え方及び意見の概要：以下の通り

(本市の考え方)

・本市では、令和7年度中の条例制定を目指し、令和5年度から具体的な取り組みを行っており、15歳から39歳を対象とした意識調査や、こどもの考えや想いを直接聴くための「那覇市子ども会議」、市民の意識醸成や機運を高めるため「子どもの権利を考えるシンポジウム」等を実施いたしました。

今年度は、庁内検討委員会、当事者である子どもたちの参画等によるワークショップ等、これまでの意見を踏まえ、先進都市の条例も参考にしながら、条例素案を策定し12月にパブリックコメントを実施しております。

今回、パブリックコメントで頂いた意見や、附属機関等から提出を頂いた意見書等を踏まえ、当初予定していた令和7年度中の制定予定を変更し、令和8年度以降も引き続き、条例制定に向け、丁寧に取り組むを進めることとしたところであります。

つきましては、今後も制定に向けた取り組みを実施する所存であることから、頂いたご意見1件1件に対する回答はせず、今後の素案策定の見直しの参考とさせていただきます。また、改めて素案の策定ができたタイミングでは、再度パブリックコメントを実施いたしますので、その際には改めてよろしくお願い申し上げます。

貴重なご意見をお寄せいただき、心より感謝申し上げます。

(意見の概要)

No.	ご意見の内容
1	(前文) 本条例については一度立ち止まり、案を提示したうえで再度子どもたちの意見を聴いて、再整理されることを望みます。焦らずに丁寧に作りませんか？
2	(前文) 現行案では、子どもを「制約を受ける存在」「未熟な存在」として捉える大人中心の視点が前面に出ている印象を受けます。 那覇市が制定する条例として、子どもを「今この瞬間を生きる権利の主体」と正面から肯定し、子ども自身にも語りかける前文へと修正することを検討してほしいです。制約や未熟さを強調するのではなく、子どもの主体性と参画を後押しするメッセージを明確に示す内容にしてもらいたいです。
3	(前文) 本条例案では、子どもが権利の主体であり、その権利を保障されるべき存在であること、おとなと同等のパートナーとして社会に参加する権利を有することといった基本原理が弱く表現されています。そして他方、子どもが保護されるべき存在である点が繰り返し強調されており、前文全体のバランスを欠いています。

4	<p>(前文)</p> <p>(1) こどもは自らの価値や力に気づき、学び、権利を行使し、他者の権利を尊重することを学ぶ機会を保障されるべき存在であること。</p> <p>(2) こども、おとな、社会全体に対し、こどもの権利への理解を促進することが行政の役割であること。</p> <p>(3) 国連が採択し日本が批准している「こどもの権利条約」および日本のこども基本法など、本条例が依拠する法令への言及。の内容を前文に取り込んで頂きたい</p>
5	<p>(前文)</p> <p>那覇市が「こどもの権利条例」を制定する思いが子どもにも伝わる文章であることを望む。例えば、「ただ、こどもは、心身の発達や社会への理解が進む段階にあることから、その権利を行使するとき、大人とは異なる制約を受けることがあります。このような制約は、こどもの健やかな成長を支え、こどもの可能性を最大限に引き出すことを目的にしている以外は認められません」という表現が最初に必要なだとは思わない。前文の改定案を提案することは敢えて控えるが、制定するにあたり子どもとのやり取りをしながら、「子どもの最善の利益」を考えた表現に練り直す必要を強く感じる。</p>
6	<p>(第1条)</p> <p>1 「心身の発達の過程にあるこども」という表現や、「こどもにとって特に大切な権利」を「こどもの権利」と定義する表現には違和感があります。</p> <p>また、「こども、保護者、市、育ち学ぶ施設及びおとなの役割」と、権利者であるこどもと義務者であるおとなや行政が並列に記載されている点は適切ではありません。</p>
7	<p>(第1条)</p> <p>2. 条例の“こどもの権利”が、国連子どもの権利条約、またこども基本法に基づいたものであることが分かるように明記する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「心身の発達の過程にあるこども」という表現をする必要があるか再考して欲しい。</li> </ul> <p>この表現では子どもを権利の主体ではなく守られ保護されるという印象を与え、子どもが権利の主体であるという視点が弱まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的が子どもの権利に対する社会の理解の促進、こども施策の推進に留まっているが、子どもの社会参画を推進することが盛り込まれることを提案する。</li> </ul> <p>修正案；この条例は、子どもの権利条約、子どもの基本法の理念に基づき、市、保護者、市民、関係機関等が保障するこどもの権利を明らかにするとともに、全てのこどもがその権利を保障され、健やかに成長できそれぞれに社会参加できる社会の実現に資することを目的とする。</p>
8	<p>(第1条)</p> <p>付則については、先行してこどもの権利条例を策定している世田谷区のように、こども達の声が見える内容としていただきたい。那覇市のこども達が自分たちの権利を守るために作られたものだということ＝権利の主体者ということをもっと全面的に打ち出して欲しいです。原案についてはこどもの脆弱さが強調されており、おとなが中心とした視点が強いと感じました。</p>
9	<p>(第1条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この条例は市が定めるものであり、子どもの権利実現にあたって第一義的な責務を市が負うことを宣言するものでもあるべきと考えるが、そうした記述がなく、役割がこどもも含めて並列に書かれていることに違和感を覚える。また、こどもは心身の発達過程にあることは、この目的には含める必要はない。</li> </ul> <p>第一条修正案：この条例は、子どもが子ども権利条約に定められるあらゆる権利の主体であることに則り、子どもにとって大切な権利（以下「こどもの権利」という。）を定め、市、育ち学ぶ施設が担う責務、保護者を含めた大人の役割及びこども施策等の基本となる事項を定める。これにより、こどもの権利に関する社会の理</p>

	解の促進し、こども施策の推進を図ることで、全ての子どもが、権利を保障され、健やかに成長できる社会の実現に資することを目的とする。
10	(第2条) 「こども」を18歳未満と定義していますが、18歳以上であっても困難を抱え、支援が必要な若者がいる現状を踏まえ、柔軟な整理について検討をお願いします。
11	(第3条) 第3条は「こどもは権利の主体である」と明記している点で重要な条文ですが、内容が簡潔すぎて、基本理念としての役割を十分に果たしているとは言い難いと感じます。 差別の禁止、こどもの最善の利益、意見の尊重といった基本原則を整理し、条例全体の土台となる「基本理念」として位置付けることを検討してほしいです。
12	(第3条) 「こどもは生まれながらにして権利の主体である」という理念は、条例全体の基本原則であり、前文で強調すべき内容です。総則の一項目として規定する必要はないと考えます。
13	(第3条) 「独立した人間」という表記がありますが、何からの独立なのか具体的でないためわかりにくいと感じました。
14	(第3条) ・条例にある子どもの権利とは、国連子どもの権利条約に基づいたものであることが分かるよう、条約について明記する必要がある。提案：総則の(目的)あるいは、第2章の権利の主体に、その旨を記載
15	(第3条) 子どもの権利条約の四原則のうちの一つ、「こどもにとって最善の利益」についてもこの項で述べ、また子どもの社会参加についても述べる。 修正案： 第3条 こどもは、生まれながらにして権利の主体であり、独立した人間として尊重される。市はこども基本法に基づきこども施策に関する子どもの意見表明を保障し、子どもの社会参加を促し、子どもにとって最善の利益を考慮し、こどもの権利の実現に努める。
16	(第3条) 第3条(権利の主体)または第10条(市の役割)に、 「市は、こどもに関するあらゆる施策・決定において、こどもの最善の利益を最優先に考慮しなければならない」という拘束力ある原則条文を追加すべき。
17	(第4条) (第3章)⑥こどもの権利の列挙については、内容が十分かどうか、専門家の視点からの検証が必要です。特に、意見表明権および意見の尊重、意見表明のための支援、深刻な権利侵害があった場合の回復のための支援・保護に関する権利などが十分に規定されていません。
18	(第4条) 子どもの権利について「安心して生きる権利」「自分らしく成長する権利」「自分を守り守られる権利」「意見を述べる権利」と4つに分けているが、子どもの権利条約の4原則を踏襲した内容にして欲しい。特に、不登校対策で遅れている教育現場でとりわけ配慮が必要な「差別禁止の原則」は分けて明示して欲しい。素案では「あらゆる差別」を“安心して生きる権利”の中に規定しているが、包括的な差別禁止が明確になっていない。
19	(第6条)

	<p>・自らを守られるため自ら行動したり、助けを求めたりすることができるためには、必要な情報を知ることが重要であり、条約第17条適切な情報を入手する権利も重要な要素である。そのため、「子どもの成長に役立つ情報を入手すること、または子どもにとって良くない暴力的または有害な情報から守られる」といった内容も追加されるべき。</p>
20	<p>(第7条)</p> <p>現行案では「意見を述べる機会が与えられること」にとどまり、その意見がどのように扱われ、どのように施策に反映されたのか、また反映されなかった場合にどのような説明がなされるのかが示されていません。その結果、運用次第では、「意見は聴いたが、結果には反映されなかった」という形式的な参加にとどまってしまうおそれがあり、子どもにとって失望感や無力感につながりかねず、意見表明そのものをためらわせてしまう可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見を聴くこと</li> <li>・意見をどのように取り扱ったかを説明すること</li> <li>・子ども本人に分かる方法で結果を返すこと</li> </ul> <p>といった点を含め、実質的な意見表明権の保障となるよう、表現や構成を再検討することが望ましいと考えます。</p>
21	<p>(第7条)</p> <p>意見表明権についての表現は最低でも「意見を表す権利」という表現にすることを求める。子どもの権利条約の原文では子どもの意見をviewと記載しているように、意味するものは、子どもの気持ち、視点、考え方、など広い意味である。「意見を表し、気持ちや考えをきかれる権利」としても良い。市の条例が権利を保障する対象の子どもには言語では十分に表現できない乳幼児や重度身体障がいの子どものもいるということをかんがみ、言葉だけではない、表情・身振り・絵や歌など様々な子どもの表現を大切にするというメッセージが欲しい。また、その“意見”を施策に反映される仕組み、きいた声や“意見”に応える仕組みについても言及して欲しい。</p>
22	<p>(第7条)</p> <p>この章に明記する権利に関しては、今回のパブリックコメントのみならず、那覇市の子ども、子どもに関わるおとな、広く市民の声、また那覇市の保育・教育、虐待防止や貧困対策の事業と関連させて表現を整理する必要がある。具体的な事例として不登校として権利が保障されていない子ども、いじめや虐待の暴力により権利が侵害されている子ども、外国籍ゆえに制度のはざままで不利益を被っている子ども、など那覇市の課題に根差して表現が整理されることを求めたい。</p>
23	<p>(第7条)</p> <p>「意見を述べる権利」との表現がある「述べる」だけではなく「意見が尊重されること」そのための「参画する場があること」が重要だとも考えます。また、意見表明するためには、自分に権利があることを知る意見形成支援も並行して必要だとも考えます。</p>
24	<p>(第7条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「意見を表す権利」とするべき。「述べる」は、言葉を重ねて言い表す、という意味だが、条約にある子どもの意見(view)は、子どもの気持ち、視点、考え方、意見など広い意味を指し、またその表現は言葉だけではなく、表情・身振り・絵や歌など自由に表すことができるとしているので、言葉で述べるという解釈に限定されないよう「意見を表す権利」とするべきである。</li> </ul>
25	<p>(第8条)</p> <p>「こどもの役割」として、子ども自身に理解や尊重の姿勢を求める内容が規定されていますが、こどもの権利条例としては、この条文は削除することを望みます。</p>

	<p>こどもの権利条例は、こどもが守られるべき権利や、それを保障する大人や行政の責任を明確にするための条例であり、こども自身に「こうあるべき姿」や役割を求めることを目的とするものではないと考えます。</p> <p>第8条が、こどもに義務を課している趣旨ではないとしても、「権利を持つ以上、こう振る舞うことが求められる」と受け取られるおそれがあります。その結果、困難を抱えるこどもが「自分はできていない」「守られる資格がない」と感じてしまう可能性も否定できません。</p> <p>こどもが自分を大切にすることや、他者を尊重することは、とても大切なことですが、それは権利として保障される環境の中で、経験や学びを通じて育まれていくものであり、条例によって役割として定めるものではないと考えます。</p> <p>こどもの権利条例としての趣旨を明確にするためにも、第8条は削除し、こどもの権利を保障する責務は大人と行政にあることを、より分かりやすく示す構成とすることを検討してください。</p>
26	<p>(第8条)</p> <p>(第4章) ⑦本章においても、権利者であるこどもと、義務者である機関・おとなが並列に扱われていますが、適切ではありません。</p> <p>また、市の役割とされている部分については、「役割」ではなく「責務」として明確に規定すべきです。</p>
27	<p>(第8条)</p> <p>こどもの役割について明記された第8条は削除されるべきである。条約には、子どもの権利保障のために、国や養育者の役割や義務を明記しているが、こどもにそのような条文はない。権利保障の代わりに、子どもに役割や義務を果たすことを求めるような誤解を生む内容になってはならない。</p>
28	<p>(第8条)</p> <p>1) 子供の意見をきちんと聴いてつくってほしい。</p> <p>こどもの権利条例です。当事者からの意見は聴かれて作られているのでしょうか？</p> <p>子ども自身は第8条（こどもの役割）があることを承認できないのではないのでしょうか。</p> <p>こども自身に「理解」し「尊重」することの役割を課すということはその役割が十分ではないこどもは、その権利を認められないという事ではないのでしょうか？例えば、重症心身障害や、今、まさにその権利が自分にあると思えない子には認められないことになります。</p> <p>どの子にも、どんな気持ちでいる子にも、役割ではなくその権利がまず大前提にあることがわかるように書いてほしいです。</p>
29	<p>(第8条)</p> <p>権利は「生まれた時からあたりまえにあるもの」に対して「こどもの権利が認められる」という「認める」という表記に違和感があります。</p> <p>こども達の中には、「自分を大切にする」という気持ちを持ってないこども達もいるなか、一方的に「大切にすることがこどもの役割と言うのは、おとなの一方的な考えだと感じました。大切な自分と感じられるためには、それを感じたり学べる機会があることが重要だと感じます。</p> <p>続けて「こどもは、自分以外のこども及び大人にも権利が認められることを理解し、及びこれらの者を一人の人間として尊重するものとする。」と言う考えは大事かと思いますが、それを役割と位置づけられると、自分に権利があるという思いが薄まるように感じました。上記の「自分は大切に」が感じられる内容をこどもの役割としてはより強調して欲しいです。</p>
30	<p>(第8条)</p> <p>こども、市、保護者が並列に訳ありを述べられていることに違和感がある。</p> <p>上記提案のとおり、こどもは削除すべきである。また、市の責務をその他の役割と並列に書くべきではない。</p>
31	<p>(第8条)</p>

	<p>・「こどもにこどもの権利が認められる」という表現が度々使われているが、権利を認める主語が明記されておらず、このような文章のままだと、自治体やこの条例が権利を認めるような間違った解釈になる恐れがある。条約第4条「締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。」とあるように、子どもの権利を認めているのは条約である。子どもの権利は子どもに享受されておりすでに「ある」ものであり、条例において権利を付与するような「認める」という表現は、誤解を生む可能性があるため、避けるべき。</p>
32	<p>(第8条) 「子どもの役割」規定の問題 第8条で「子どもの役割」を権利と責任に結びつけることで誤解を招く恐れがあるため、役割は努力目標に位置づけ、権利行使の制約とならないことを明確化する必要がある。</p>
33	<p>(第9条) 保護者の役割については、おとな自身にも権利があることを伝えていく事が重要だと感じます。自分にもある権利はこどもにも等しくあり、こどもとおとなは対等な存在であるという考えがまずは重要ではないかと感じます。権利は「あたりまえにあるもの」であるが、それに対して「養育するこどもが理解できるよう支援」という表現には違和感があります。「保護者は、こどもの健やかな成長の基盤となる家庭の環境を整えとともに、こどもの年齢及び発達の程度に応じた養育に努めるものとする。」ためには保護者も助けてもらっている、必要な支援を得られることなども併せて表記して欲しいと感じました。</p>
34	<p>(第9条) 1. 親子の引き離し問題 子どもの権利条約9条に基づき、親子が引き離されない権利を守るべきである。現在、児童相談所による不当な一時保護が親子分断や人工孤児を生む問題があり、これを「重大な心理的虐待」として適切に是正する必要がある。 2. 子どもの権利侵害の監視強化 子どもの権利侵害を調査・監視する専門機関を設立し、段階的な罰則を導入すべき。現状のオンブズマンや児童相談所の第三者チェックが不十分であるため、その改善が求められる。 3. LGBTQ教育の禁止 学校でのLGBTQ関連教育は小学生低学年を含む教育現場で混乱を招き、深刻な影響を及ぼしているとされるため、特にジェンダーフリー教育の禁止を検討すべき</p>
35	<p>(第10条) 「市の役割」としてこども施策の実施が規定されていますが、権利条例としては、市が主体的に責任を負う立場であることを、より明確に示す必要があると考えます。 「役割」ではなく「責務」として整理することを検討してほしいです。</p>
36	<p>(第11条) こども、市、保護者が並列に記述されていることに違和感がある。市の責務をその他の役割と並列に書くべきではない。</p>
37	<p>(第11条) “育ち学ぶ施設”が那覇市において何を指すのか明確に表記した方が分かりやすい。“市の役割”については、市の責任として別に、「子ども施策を実施する際に子どもにわかりやすく説明すること、子どもが参加しやすい方法を工夫し情報を周知すること、子どもの意見を反映すること、そのプロセスを公表すること、子どもにとって不利益であった場合の救済がとられること」の明記を求めたい。</p>
38	<p>(第11条)</p>

	<p>第11条について、インクルーシブ教育についての記述がありません。那覇市でのインクルーシブ教育に関しての姿勢がここに問われていると思います。障害者権利条約での国連審査（2022）でも日本の分離教育に関して総括所見では強く勧告されていました。医療的ケア児支援法もできています。</p>
39	<p>（第14条） 意見表明権を保障する施策について規定していますが、内容が抽象的であり、実際の運用が見えにくいと感じます。 施策の立案・実施・見直しの各段階で、継続的にこどもの声を反映させる仕組みを位置付けてください。 こどもの声を聴くということを制度にするのは大変なことだとは理解しています。だからこそ条例に位置付けて実行する決意をする必要があると考えます</p>
40	<p>（第14条） 子どもの意見を聴くだけではなく、子どもの年齢や成熟度に従ってそれを正当に重視し、子どもの意見を反映させるための施策をとることをより明確に明記するべきである。子どもの意見がどのように考慮され反映されたか、反映できなかった場合はその理由を説明しおとなの応答責任を果たすことも明記されるべき。</p>
41	<p>（第15条） 「こども政策審議会」が調査審議する対象について、素案には学校現場及び学校教育における施策が含まれていないため、含めるべきである。子どもが多く時間を生活し学び成長する主な学校現場において、子どもは子どもの権利を学び社会の一員として育つ場であるが、その学校現場において子どもの権利が侵害される事例が多くあるため、那覇市全体で子どもの権利を保障するためには、学校も調査審議の対象に含めるべきである。</p>
42	<p>（第16条） 同審議会委員の条件に、「子どもの権利の理解や知見また子どもの権利保障に係る経験がある人」といった内容も含めるべき。現在の素案にある条件のみでは、組織の天下りのような形で役職になってしまう可能性があり、必ずしも子どもの権利の視点をもたない人が審議会委員になり、子どもの最善の利益のための事務が十分に行われない懸念がある。</p>
43	<p>（第17条） こどもに関する条例なので、是非30歳未満ではなく市がこどもと位置付ける18歳未満のこどもも委員として起用して欲しいと思います。（＝当事者参画）</p>
44	<p>（その他） フリガナをふってこども園児も読みやすいようにしないと読めない。 説明も短く、わかりやすくしてほしい。</p>
45	<p>（その他） 本条例案には、権利侵害が生じた場合に相談や救済につながる仕組み、また条例の実施状況を点検・評価し、改善につなげるための規定が見当たりません。 条例が理念にとどまらず、実際にこどもを守る力を持つものとなるためにも、今後の制度設計につながる形で、相談・救済や検証の視点を条例にしっかりと位置付けることを検討してください。</p>
46	<p>（その他） 制定後にどのように周知し、こどもや市民に届けていくのかという視点についても、条例の中で明確にしておくことが望ましいのではないのでしょうか。</p>
47	<p>（その他） こどもの権利を社会に広く理解してもらい普及させるために不可欠な広報的・教育的取組について行政が行うことのできる施策についてのコミットメントが弱く、現状容認的であります。</p>

	<p>本条例素案は、その作成に子どもたちが参画するプロセスを取り入れたり、専門家による詳細にわたる審議を行ったうえで丁寧な書き直しを行うことを提案いたします。</p>
48	<p>(その他)</p> <p>本条例が、那覇市の子どもをとりまく課題に対して有意義なものであるように、また制定のプロセス自体が子どもの権利条約や子ども基本法の趣旨にあう子どもの声がかかれたプロセスであることを求めます。秋に開催されていた子どもとのワークショップであがった声かどの条約に反映されているのかが見えないため、それらの意見についての回答も知りたいです</p>
49	<p>(その他)</p> <p>子どもの権利が侵害された際に個別救済を行うため、独立した立場で子どもの相談に応じ、子どもの権利保障の視点で調査・是正勧告等を行う、子どもの権利救済機関の設置とその機能などについても明記するべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の各自治体の子どもの権利条例の傾向として、総合条例の中に権利救済の規定を盛り込み、子どもの権利の啓発周知と救済が自治体の責任事務とすることがますます求められている。</li> </ul>
50	<p>(その他)</p> <p>この子どもの権利条例の策定にあたって、子どもたち自身の意見反映がどれほどされたのかが不明であり、本パブコメについても、子どもたちが意見を言いやすいような工夫が見られないことから、そうしたプロセスを条例策定に組み込んでいただきたい。</p> <p>提案：条例制定にあたっての子ども参加の実現</p>
51	<p>(その他)</p> <p>この条例が理念だけで終わらないように実効性のあるものにしてください。行政の「役割」とどまらず、「責務」としてこの施策の実施に主体的に取り組めるよう、その具体的な周知方法、実施点検、評価の方法の明示を求めます。また、子どもコミッショナーのような立場の人を導入。なりよりも子ども自身がこの条例が自分自身のために在り、自分は大切な存在で、その権利が奪われそうになったときに活用できるものであることを知ってもらえるように、わかりやすい言葉、わかりやすい媒体で、その意義や相談先など伝え続けてください。(障害児や人種、年齢、あらゆる立場にいる子どもにも知ってもらえるように)</p>
52	<p>(その他)</p> <p>障がいのある子、外国籍の子、LGBT の子など配慮の必要な子どもの姿も見える条例だとよりよいのではないかと感じました。</p>
53	<p>(その他)</p> <p>子どもの権利を主張する前に、人としての最低限のマナー、道徳を子どもの義務として頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親が最低限の道徳や常識的なしつけを教えるべき</li> </ul>
54	<p>(その他)</p> <p>子どもの権利の制約に関する箇所は誤解を招きやすく、意見を聴かれる際にたとえば経済的な理由から諦めるよう説得されたりする場合があります。たしかに経済的制限というのは出てくるのだが、沖縄の子どもの場合には貧困からあたりまえの学ぶ権利などが制限されるケースが多く、最初から諦めて意見を言わなくなる場合が多い。今回のシンポジウムでも「意見は聴いてもらってもそれだけで終わる」という声があった。子どもが納得いくまで方法を探ること、そして制度的に変革していけるよう議会に出せる子どもの委員会を設置すべきだと思う。本当なら素案づくりから子どもたちに手渡して欲しかった。今からでも骨子に合わせ、年代に応じ子どもの意見を各条項で具体的にわかりやすく、要望をまとめてほしい。</p>
55	<p>(その他)</p> <p>生まれたときから子どもは意見表明権をもっていることを踏まえ、保育園などからも保育士や保護者を通じて子どもの喜怒哀楽をしっかりとりとえて何を求めているのか、どんな点を今後見守り、思いを受け止めていった</p>

	<p>らいいのか考えていくことは、保育園の事故死が起きている実態を考えれば必須である。そうすることで生まれたときから「黙らない」「自分の思いを告げられる」子が育つ。これは自分の身を守る上でも大事なことで、なにより人とのコミュニケーションをとるなかで自立心をもって自分らしく生きる基盤ができる。その気持ちをまた、学校生活につなぐことが必要。今不登校などの問題が起きているが、自分に権利があることを子どもが知り、守秘義務の守られるなかで悩みを相談し、人に話すことで頭のなかを整理していくことができる。学校、とりわけ教室のなかでそうした空気が育つことは共生の社会に近づく第一歩である。沖縄では米軍機の騒音や飲み水の問題、性暴力など子どもの権利侵害は実に深刻だが、そうした問題も子ども条例に学習権などを具体的に定めてあれば、それを手立てに権利を主張していくこともできる。ぜひこの面では丁寧に抜けないように実効性のある条項を入れてほしい。</p>
56	<p>(その他)</p> <p>大人の目線で要望をあげたが、実は当事者の子どもたちがいちばんよく現状の問題をとらえている。とくに沖縄の子どもたちは貧困で苦しむ子ども以上に現実をどのように乗り越えたらいいか理解している。時間がかかっても子どもたちの話し合いを年代ごとに分けて、それをまたまとめていくかたちで条例制定に向ってほしい。その条例づくりの過程そのものを子どもの権利の真の普及に生かしてほしい。沖縄県は子どもの権利条約がいちばん必要な場所です。率先して子どもの力を結集して条例を作りながら、国際的にも訴えていける力をもつ社会をめざしてほしいです。</p>
57	<p>(その他)</p> <p>那覇市条例案は理念的整合性は高いものの、国際基準に基づく実効性が不足している。特に以下の点で改善が必要。</p> <p>1. 救済機関の不在</p> <p>権利侵害への救済手段が明示されておらず、独立した第三者機関（オンブズパーソン）や調査・是正勧告の仕組みが欠如している。子どもの権利救済機関を設置し、相談・調査、勧告などの独立性の高い運用体制を追加すべき。</p> <p>2. 最善利益原則の欠落</p> <p>国際基準（CRC 第3条）で最重要視される「子どもの最善の利益を最優先に考慮する」原則が明文化されておらず、市の施策判断における拘束力を持つ形で明確化が求められる。</p> <p>3. 脆弱な子どもへの具体規定不足</p> <p>障がい児、外国籍児、難民、貧困世帯など特別な配慮が抽象的であり、具体的な支援策や個別支援計画を含む条項を明文化し、差別・排除防止を具体施策と連動させる必要がある。</p> <p>条例案の理念を実効的な権利保障へと昇華するため、国際基準や他地域の事例を参考に具体的な改善措置が求められる。</p>